



栃木県公報

平成26年
7月15日(火)
号外
第50号

目次

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集..... 1

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成26年7月15日

栃木県知事 福田 富一

I

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
栃木県営中田原住宅	栃木県大田原市中田原2097
栃木県営黒磯住宅	栃木県那須塩原市黒磯505
栃木県営稲村住宅	栃木県那須塩原市埼玉6-1061
栃木県営埼玉住宅	栃木県那須塩原市埼玉101
栃木県営東原住宅	栃木県那須塩原市東原5-1
栃木県営三島住宅	栃木県那須塩原市東三島6-337-150
栃木県営黒田住宅	栃木県那須町寺子丙30

(2) 設置の目的

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と福祉の増進に寄与する。

(3) 規模等

7団地33棟（管理戸数502戸、管理駐車場台数450台）

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

関係法令等の遵守その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 県営住宅及び共同施設等の維持管理に関すること。
- ② 県営住宅及び共同施設等の運営に関すること。
- ③ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県県営住宅指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成26年8月19日（火）から同年9月18日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月18日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階
 栃木県県土整備部住宅課公営住宅担当
 電話 028-623-2486 FAX 028-623-2489 E-mail jyutaku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
 (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/town/jyuutaku/kouei/kenei-shiteikanrisha.html>)

II

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
栃木県営石塚住宅	栃木県佐野市石塚町568-13
栃木県営奈良淵住宅	栃木県佐野市奈良淵町332
栃木県営伊勢山住宅	栃木県佐野市伊勢山町7-4
栃木県営山川住宅	栃木県足利市山川町1032外
栃木県営葉鹿第一・第二住宅	栃木県足利市葉鹿町757
栃木県営葉鹿第三住宅	栃木県足利市葉鹿町80
栃木県営毛野住宅	栃木県足利市毛野新町4-44
栃木県営朝倉住宅	栃木県足利市朝倉町2-20
栃木県営新山住宅	栃木県足利市利保町1-2-1
栃木県営いかるぎ住宅	栃木県足利市常見町3-12
栃木県営八幡住宅	栃木県足利市八幡町600-20
栃木県営堀里住宅	栃木県足利市堀込町1003-11外

(2) 設置の目的

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と福祉の増進に寄与する。

(3) 規模等

12団地58棟（管理戸数1,330戸、管理駐車場台数938台）

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

関係法令等の遵守その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 県営住宅及び共同施設等の維持管理に関すること。
- ② 県営住宅及び共同施設等の運営に関すること。
- ③ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県県営住宅指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成26年8月19日（火）から同年9月18日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月18日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階
 栃木県県土整備部住宅課公営住宅担当
 電話 028-623-2486 FAX 028-623-2489 E-mail jyutaku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/town/jyuutaku/kouei/kenei-shiteikanrisha.html>)

(住宅課)
